

論文：

## 子どもの権利条約における情報リテラシーの意義について

藪本知二

山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科

安光裕子

山口県立大学国際文化学部文化創造学科

### The Significance of Information Literacy in the UN Convention on the Rights of the Child

Tomoji YABUMOTO

Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare,  
Yamaguchi Prefectural University

Hiroko YASUMITSU

Department of Culture and Creative Arts, Faculty of Intercultural Studies  
Yamaguchi Prefectural University

#### 要約

子どもの権利条約が公立図書館のサービスにおいてどのように具体化・具現化されているのかを検討・検証するために、その基礎的研究として、情報・考え・資料へのアクセスについて直接的に規定する子どもの権利条約第13条（子どもの表現についての自由）および第17条（子どもが国内外の多様な情報源からの情報・資料を利用することができることを確保する国の義務）と、これらの条項の背後にある第12条（子どもの意見表明権）を検討した上で、子どもの権利条約における情報リテラシーの意義について明らかにした。

その結果、次のような結論を得た。子どもが国内外の多様な情報源から情報・考え・資料を利用するためには、情報・考え・資料を利用する自由が保障されているだけでは足りず、子どもが情報リテラシーを身につけていなければならない。また、アクセスして得られた情報・考え・資料を基にして、子どもが意見表明権をはじめとする多様な権利を適切に行使するためには、また自律性および社会性のある健全な人格を形成するためには、子どもが情報リテラシーを身につけていなければならない。したがって、情報リテラシーは、子どもの権利条約で認められる権利を実質化するための基盤であり、情報リテラシーを身につけることは、子どもの権利の根底を支える権利である。

キーワード：情報リテラシー、子どもの権利条約

#### I. はじめに

現代社会は、狩猟社会、農業社会、産業社会に続く情報社会<sup>1</sup> (information society) と言われて久しい。情報社会とは、「具体的な物の製造や流通に価値をおく以上に、物や人に付随する大量の情報に価

値をおき、それを収集、伝達、処理することを経済・産業や生活の中心に据える社会<sup>2</sup>」である。

どのような社会でも、社会に適応して社会の中で生活するための基礎的な力を身につけていることが必要である。情報社会にあっては、まず情報が不可

欠であるので、事情等に応じて情報が必要であることに気づけなければならないし、そのことに気づければ、必要とする情報にアクセスし、そのアクセスした情報それ自体の真偽等を読解して評価し、また利活用する力が必要となる。その力がまさに情報社会における基礎的な力の一つであると言えよう。その力は、普通、情報リテラシー（information literacy）と呼ばれるものであるが、情報リテラシーは、様々に定義されている<sup>3</sup>。本稿では、アメリカ図書館協会（American Library Association：ALA）の1989年1月10日の情報リテラシーに関する委員会の最終報告で採られている次の定義による。すなわち、情報リテラシーとは、「情報が必要であるとき、情報が必要であることを認識することができ、その必要とされる情報の所在を突き止め、その情報を評価し、効果的に活用する能力<sup>4</sup>」である<sup>5</sup>。

ところで、現在の情報社会では、インターネットや情報端末など情報通信技術の飛躍的な発展により、情報の発信・受信は、新聞、雑誌、書籍、テレビ、ラジオなど旧来のマスメディアに限らず、誰もが時間も場所も問わず簡便に行えるようになった。その結果、日々、大量の情報が発信され、流通する情報空間が出現した。

この大きく変化した情報空間には、フェイクニュースなどの歪曲された情報や虚偽の情報が意図的または無意識的に紛れ込んでいる。子どもたちは、多種多様な情報を見極める力を身につける前に、言い換えると、情報リテラシーを身につける前に、これらの歪曲された情報や虚偽の情報に曝されているのである。

この危機的な状況にある子どもたちに正しく情報を見極める力や批判的思考（クリティカルシンキング）を身につけさせることは喫緊の課題である。子どもは、自らの権利として、必要な情報源にアクセスし、その情報を正しく評価・活用する能力、すなわち情報リテラシーを身につける必要があるのではなからうか。

子どもの権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child. 以下「子どもの権利条約」という。）では、子どもが情報リテラシーを身につけることについて、どのように捉えているのであろうか。情報リテラシーという文言は、子どもの権利条約のどこにも記されていない。そこで、情報に関係する条項、特に、子どもの「意見を表明する権利（the right to express those views）<sup>6</sup>」を規定する第12条、子どもの「表現の自由についての権利（the right to freedom of expression）」を規定する第13条、および子どもが「国内外の多様な情報源からの情報及び資料を利用することができることを確保する（shall ensure that the child has access to information and material from a diversity of national and international sources）」国の義務を規定する第17条の意義、ならびにこれらの条の相互

関係から、本稿では、子どもの権利体系における情報リテラシーの意義について明らかにする。

## II. 表現の自由および多様な情報源からの情報・資料の利用保障

### A. 表現の自由（第13条）

「表現の自由についての権利」は、子どもの権利条約第13条が子どもの権利として規定しているだけでなく、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights. 以下「自由権規約」とする。）第19条がすべての者（everyone）の権利として規定している。つまり、「表現の自由についての権利（以下「表現の自由」とする。）」という同じ文言で表現される権利が、権利の享有主体を「子ども」に限定している子どもの権利条約においても、権利の享有主体をすべての者として限定していない自由権規約においても規定されているのである。

以下に、子どもの権利としての表現の自由について、2つの条約の条文を比較しながら、概観する<sup>7</sup>。

#### 子どもの権利条約 第13条

- 1 子どもは、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 自由権規約 第19条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

(1) 自由権規約第19条第1項に定める「意見を持つ権利」は、子どもの権利条約では第13条その他の条に規定されていない。また、「意見を持つ権利」は、後述の「意見を表明する権利」とは異なる。

(2) 表現の自由の主体が子どもの権利条約では「子ども」であり、自由権規約では「すべての者」であることのほかは、表現の自由を規定する文言に違いはないので、同じ内容の表現の自由が権利として子どもにも保障されている。「すべての者」には当然子どもも含まれるので、子どもの権利条約を待たずとも既に自由権規約が表現の自由を子どもにも認めているといえよう。子どもの権利条約で子どもの権利として表現の自由を規定しているのは、自由権規約で認められる表現の自由が子どもにも認められることを明確にし、再確認するためであると解することができる。

表現の自由の内容には、「口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく」、

- ① あらゆる種類の情報・考えを求める (seek) <sup>8</sup>自由
- ② あらゆる種類の情報・考えを受ける (receive) 自由
- ③ あらゆる種類の情報・考えを伝える (impart) 自由が含まれている。これらの自由は、表現の自由の中核をなすものである。

また、ここに規定されている表現の自由は、表現主体があらゆる種類の情報・考えを何らの干渉・妨害なしに伝える自由、すなわち情報・考えの伝え手の自由という、表現の自由の原意にとどまらない。この表現されたあらゆる種類の情報・考えを何らの干渉・妨害なしに受ける自由に加えて、自ら求める自由、すなわち情報・考えの受け手の自由をも意味するのである。これは、必要なときに必要とされる情報・考えを自ら獲得する自由、すなわち知る自由(知る権利)を含むものである。つまり、これらの自由は、社会の側からみれば、社会における情報・考えの自由な流通を保障するものであるといえよう(子どもの権利条約の第13条は、第17条と表裏一体の関係にあることを示唆している。)

(3) 表現の自由の制限については、自由権規約も子どもの権利条約も明文で認めており、自由権規約が制限の根拠(「権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う」こと)を示しているほかは、両者とも制限事由を規定する文言に異なることなく、制限事由は同じである。

また、本人保護を制限事由とすることも認められていない。本条の審議過程<sup>9</sup>において、国家による子ども本人の保護を目的とする制限を設けることは認められなかった。国家によるパターナリスティックな制限は、許容されていないと解することができる。

しかしながら、子どもの権利条約は、子どもが子どもの権利条約で認められている権利を行使するにあたり、父母または保護者等にその子どもの「発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える」責任・権利・義務を認めている(第5条<sup>10</sup>)。それゆえ、子どもが表現の自由についての権利を行使するにあたって、この父母等の指示・指導を受けることがあり、その結果、権利行使が制限されることがある。もっとも、父母の指示・指導は、恣意的などんな方法でもよいのではなく、その子どもの「発達しつつある能力に適合する方法で」行わなければならないという限界があり、権利行使の制限は、その子どもの発達に配慮したものでなければならないのである。

以上から、表現の自由は、国家によるパターナリスティックな制限は許容されないが、父母等によるパターナリスティックな制限は許容されていると解することができる。

(4) 表現の自由、とりわけ自由に情報・考えを求め、受けおよび伝えることができるためには、情報リテラシーが身につけていなければならない。なぜならば、必要とされる情報・考えを求めるためには、多種多様な情報・考えの中から必要な情報・考えにアクセスする能力が不可欠であるからである。また、情報を活用し、場合によっては情報・考えを伝えるためには、自らアクセスした情報・考えや受動的に得た情報・考えが虚偽であるか否か等を見極め正しく評価する能力も身につけていなければならないからである。

## B. 多様な情報源からの情報・資料へのアクセス保障(第17条)

子どもが「国の内外の多様な情報源からの情報及び資料」「を利用することができることを確保する」ことを締約国の義務とする子どもの権利条約第17条は、自由権規約をはじめとする世界的な人権条約にもヨーロッパ人権条約などの地域的な人権条約にもないユニークな規定である。以下、考察をする。

### 子どもの権利条約 第17条

締約国は、大衆媒体(マス・メディア)の果たす重要な機能を認め、子どもが国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に子どもの社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 子どもにとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体(マス・メディア)が普及させるよう奨励する。

- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 子ども用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である子どもの言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、子どもの福祉に有害な情報及び資料から子どもを保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

(1) 子どもの権利条約第17条は、子どもが国内外の多様な情報源からの情報・資料を利用することを、義務として国が確保することを要請しているという点で、表現の自由などと共に市民的自由を子どもに認めたものと解されているが、それにとどまらない。子どもが情報・資料を利用することができることを国の責務とし、そのために国は、第17条が定める(a)から(e)までの5項目について奨励することを求められているのである。すなわち、子どもは国内外の多様な情報源からの情報・資料の利用を妨げられないというだけでなく、それを保障するために、国は積極的に行動をとることが求められているのである。

(2) 本条の審議過程から、本条の基本的な考え方は、子どもの情報・資料の利用にマス・メディアが果たす重要な役割・機能があることを認めた上で、国による「マス・メディアによる有害な影響からの子どもの保護」から「子どもによる情報・資料の利用の確保」へと転換している<sup>11</sup>。

(3) 表現の自由（第13条）および父母または法定保護者の第一次的養育責任（第18条）に留意して、子どもの「福祉に有害な情報及び資料から子どもを保護するための適当な指針を発展させること」が国に対して奨励されている（第17条(e)）。

第17条(e)は、子どもの福祉に有害な情報・資料からの子どもの保護が子どもの多様な情報・資料の利用を制限する事由であるということを定めているのではない。前述(2)のように、「マス・メディアによる有害な影響からの子どもの保護」から「子どもによる情報・資料の利用の確保」へと本条の基本的な考え方が転換していることから、また、表現の自由（第13条）および父母または法定保護者の第一次的養育責任（第18条<sup>12</sup>）に留意しなければならないので、国家によるパターナリスティックな制限を許容する趣旨ではないのである<sup>13</sup>。「第13条及び次条の規定に留意して、子どもの福祉に有害な情報及び資料から子どもを保護するための適当な指針」が検討されなければならない<sup>14</sup>。

(4) 国により子どもが国内外の多様な情報源からの情報・資料を利用することが確保されることで、すなわち、そのことにより情報・考への自由な流通がより保障されることで、表現の自由は、担保され、より実効性を高めることになる。つまり、第17条は、表現の自由を実質化するための条件整備義務を国に課しているといえよう。

(5) しかしながら、子どもが国内外の多様な情報源からの情報・資料を利用できる状況が実現できたとしても、子どもにその情報・資料を実際に利用する能力と共に、活用する能力、すなわち情報リテラシーが身につけていなければ、画餅に帰する。

### Ⅲ. 子どもの権利の根底にある情報リテラシー —意見表明権（第12条）について—

意見（views）を表明する権利は、子どもの権利条約で初めて認められた「新しい権利」である。こうした新しい「権利が登場した背景には、子ども観の変化や子どもに関わる諸問題への斬新なアプローチなど、子どもをめぐる新たな動向に対応した、あるいはそういった新たな動向を表現する新しい権利の必要性の認識があったと考えられる。この『新しい』権利というのは、ただこれまでの子どもの権利に関する国際人権法のカタログになかったという意味での新しさだけではなく、子どもの権利に関する国際人権法の発展に新たな方向づけをするものという意味でも新しいのである。<sup>15</sup>」この新しい権利である子どもの意見表明権は、自律的な側面をもつ子ども像の具現化である。

#### 子どもの権利条約 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、子どもの意見は、その子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、子どもは、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### (1) 意見表明権の内容

子どもの権利条約第12条の審議過程<sup>16</sup>から、次のように解することができる。

(a) 意見表明の対象は、子どもの人格に関わる事項および子どもの最善の利益の判断が必要となる事項を中核とする子どもに「影響を及ぼすすべての事項」である。

(b) 表明された意見の主たる受け手は、子どもの

養育および発達について子どもの最善の利益が基本的関心となる父母または法定保護者であり（第18条第1項）、子どもに関するすべての措置をとるにあたって子どもの最善の利益を主として考慮することが求められている公私の社会福祉施設、裁判所、行政機関および立法機関である（第3条第1項<sup>17</sup>）。受け手は、表明された意見を聞き流すことは許されず、「年齢及び成熟度に従って相応に考慮」しなければならない。

(c) 子どもは、「自由に自己の意見を表明する」ことができる。意見を自由に表明することができなければ、その意見の考慮が適正に行われるとは必ずしもいえない。司法手続および行政手続においては、意見表明は、子どもが「直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて」行われる。

#### (2) 意見表明権の法的性質

(a) 意見表明権は、自由権規約には定められておらず、自由権規約が定める「意見を持つ権利」（第12条第1項）および「表現の自由」（第19条第2項）とは異なる性質を有する権利である。それは、以下の理由による。

(b) 意見表明権は、自己の「意見を持つ権利」にとどまらず、それを含み「自己の意見を表明する権利」である。また、意見表明権は、子どもの権利条約では表現の自由（第13条）とは別の条（第12条）に定められている。

(c) 「意見を持つ権利」も「表現の自由」も自由権である。つまり、意見を持つことも表現することも、国家の干渉・介入を受けないという点で自由権なのである。これに対して意見表明権は、自由権としての性質だけではなく、別の性質をも有する権利である。つまり、意見表明権は、意見の表明にあたっては国家の干渉・介入を受けないという点で自由権であるが、意見表明の対象が自己に影響を及ぼすすべての事項であることから一種の人格権といえよう。

(d) 意見表明権には意見の形成が暗黙の前提としてある。その意見形成のためには、子どもは、自由に、情報・考えを求め、受けおよび伝えること（第13条）、情報・資料を利用すること（第17条）ができなければならない<sup>18</sup>。

#### (3) 意見表明権の意味<sup>19</sup>

(a) 子どもが表明した意見は、公私の社会福祉施設、裁判所、行政機関および立法機関、ならびに父母または法定保護者にとって、子どもの最善の利益を判断するための1つの重要なファクターであり、意見表明権は、子どもの最善の利益を探知するための手続的権利である。

(b) 意見表明権は、①意見を表明すること、および②表明された意見が子どもの年齢と成熟に従い相

応に考慮されることの2つの部分から構成されている。子どもの権利条約は、子どもには判断能力が十分には備わっていないことを考慮して、意見の表明を、即自己決定権の行使とはしていない。このような構成からすると、意見表明権は、自己決定権の観点からすれば不完全なものと解するほかないだろう。

(c) 子どもの権利条約は、子どもが「社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきである」（前文第7パラグラフ）という。言い換えると、個人であると同時に社会人である良識ある市民となるために、子どもに自律性と社会性を身につけさせる準備と仕組みが必要であるというのである。

人が個人であるためには、「自律的に自分で物事を判断し、自分で意思決定をし、自分で実行し、自分の行為に対して責任をもつ能力」がなければならず、人が社会人であるためには、「他者との相互性を確立することによって、社会のルールをわきまえ、社会の道徳を守り、他者と協力する能力」がなければならない<sup>20</sup>。これらの能力を子どもに獲得させる過程で、とりわけ親は重要な役割を果たす。つまり、親は、子どもの意見にその年齢と成熟に相応しい重みを与えることで、子どもを段階的に親の権威から解放し、子どもに自律性と社会性を身につけさせるのである。意見表明権は、子どもが自律性と社会性を身につけることを保障する権利と解することができる。

(4) 子どもの意見表明権には前述のような意味があるが、子どもの意見表明権のもつ意味がいずれの場合であっても、意見表明権の前提である子どもが自らその意見を形成するためには、情報・考え・資料が必要である。その必要な情報を入手し、入手した情報の真偽等を見極めた上で、様々な情報を基にして意思決定を行わなければならない。そのためには、情報リテラシーを身につけていなければならないのである。

## IV おわりに

以上から、次のことがいえよう。

(a) 子どもの権利条約では、子どもには、表現の自由、特に情報・考えを求め、受けおよび伝える自由（第13条）および国内外の多様な情報源からの情報・資料の利用（第17条）が認められている。表現の自由および国内外の多様な情報源からの情報・資料の利用について、父母等の指示・指導による子どもの発達状態に応じた適切な形態の制限は認められている（第5条）が、子どもの保護を目的とする、国家によるパターナリスティックな制限は規定されていない。

(b) 子どもが自分の意見をまとめたり、権利を適

切に行行使するためには、多種多様な情報・考え・資料を自由に求め、受け、および伝えることと、国内外の多様な情報源から情報・考え・資料を利用することが保障されていなければならない。

(c) 子どもが国内外の多様な情報源から情報・考え・資料を入手するためには、情報・考え・資料を入手する自由が保障されているだけでは足りず、情報リテラシーが身につけていなければならない。また、入手した情報・考え・資料を基にして、子どもの意見表明権をはじめとする多様な権利を適切に行行使し、自律性および社会性のある健全な人格を形成するためには、情報リテラシーを身につけていなければならない。したがって、情報リテラシーは、子どもの権利条約で認められる権利を実質化するための基盤であり、情報リテラシーを身につけることは、子どもの権利の根底を支える権利である。

(d) なお、この情報リテラシーを子どもに身につけさせるのは、教育の役割である。情報リテラシー教育は、学校だけでなく、社会教育機関である公立図書館もまた担い手であると考えられる。

\*本論文は、平成28年度西日本図書館学会春季発表会での発表に基づくものである。また、平成28年度山口県立大学研究創作活動助成および平成30年度山口県立大学研究創作活動助成を受けて行った研究成果の一部である。

- 1 情報化社会ともいう。
- 2 コトバンクの情報社会の項の説明(ブリタニカ国際大百科事典小項目辞典)(<https://kotobank.jp/word/%E6%83%85%E5%A0%B1%E7%A4BE%E4%BC%9A-79828>) (閲覧日:2018年11月17日)。
- 3 例えば、図書館情報学の領域では次のような定義がある。情報リテラシーとは「さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力。具体的には、以下の能力を含む。〈1〉情報へのアクセス:さまざまな種類の情報源について熟知している。実際にレファレンスブックや各種データベースなどを利用して、必要な情報にアクセスすることができる。〈2〉情報の評価:精度や再現率などから、アクセスした情報の正しい評価を行うことができる。〈3〉情報の活用:既存の知識体系の中に、新しい情報を統合することができる。問題解決にあたり、情報を有効に適用することができる。」(日本図書館学会用語辞典編集委員会(編)『図書館情報学用語辞典』(1997年)の情報リテラシーの項)。また、「情報リテラシーとは、「図書館」に限らず、広く「情報」にかかわる能力であり、また、情報の「探索・収集」だけでなく、「整理・分析」や

「表現・発信」をめぐる知識・技能などが含まれる。」(日本図書館協会図書館利用教育委員会(編)『情報リテラシー教育の実践—すべての図書館で利用教育を—』(日本図書館協会、2010年)14頁)。さらに、情報リテラシーを「中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月19日)等を踏まえ、情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な能力や態度」であるとして、能力だけでなく態度も含める見解もある(これからの図書館の在り方検討協力者会議「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」(2012年)の4頁注4)。

- 4 The American Library Association's Presidential Committee on Information Literacy: Final Report (January 10, 1989)。この最終報告では、「情報リテラシーを身につけている人とは、学び方を学んだ人である」という。なぜなら、情報社会では、課題解決や意思決定のために生涯学び続けなければならないからである。
- 5 これと同じ定義は、Christie Koontz & Barbara Gubbin(eds.), IFLA Public Library Service Guidelines (2nd completely revised edition, 2010)にも採用されている(日本語訳があり、山本順一(監訳)『IFLA公共図書館サービスガイドライン第2版—理想の公共図書館サービスのために—』(日本図書館協会、2016年)77頁)。同書の初版であるThe Public Library Service IFLA/UNESCO Guidelines for Development(2001)には、情報リテラシーへの言及はない。情報リテラシーには様々な定義があるが、本稿ではこの定義に基づいて論を進める。
- 6 子どもの権利条約の条項を引用するときは、政府訳による。ただし、childの日本語訳は「児童」ではなく、「子ども」とする。
- 7 自由権規約の日本語訳は、子どもの権利条約との比較のために政府訳を用いる。以下、条項の引用について同じ。
- 8 下線は筆者による。以下、同じ。
- 9 第13条の審議過程については、米沢広一「市民的自由」石川稔・森田明『児童の権利条約—その内容・課題と対応—』(一粒社、1995年)247頁-249頁、参照。
- 10 第5条は、次のとおり規定している。すなわち、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導

- を与える責任、権利及び義務を尊重する。」、と。
- 11 第17条の審議過程の詳細は、藪本知二・安光裕子「児童の多様な情報源からの情報および資料の利用の確保について—児童の権利条約第17条の意義について—」図書館学109号(2016年)4頁-11頁、参照。
- 12 第18条第1項は、次のとおり規定している。すなわち、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。」、と。
- 13 有害図書をめぐっては、「(少年保護という)目的を達成するために一般的には、…禁書指定によって、少年を道徳的に有害性のあるものから隔離すること(も)、禁書指定によらず、少年が自由な言論に触れることによって、物事の本質を見極める能力を身につけさせること」も保護の一態様である(安光裕子「有害図書規制と意見表明の自由について—1994年1月11日連邦憲法裁判所第1法廷決定」図書館学85号(2004年)6頁-7頁)。
- 14 第17条(e)の意義については、藪本・安光、前掲注11、11頁-12頁、参照。
- 15 藪本知二「子どもの権利条約の起草段階の研究—子どもの意見表明権の存在意義を中心に—」永井憲一(編)『子どもの権利条約の研究』(法政大学出版社、1992年)154頁。
- 16 第12条の審議過程については、前掲155頁-162頁、参照。
- 17 「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- 18 子どもの権利委員会第51会期採択(2009年7月20日)の一般的コメント第12号(2009年)CRC/C/GC/12, pp.19-20, paras.80-82 も同旨。
- 19 藪本、前掲注15、164頁-168頁、参照。
- 20 山根常男『家族と人格』(家政教育社、1986年)162頁。